

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
1) 求人・求職の申込みを受けた求人者・求職者に提供する紹介サービス及びこれに付随するサービス	①当該求職者の年間賃金の 35%とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。この場合でも、当該求職者の年間賃金の 100%を上限とします。 手数料の負担者は求人者とします。
	②サービスを提供した場合における当該求人の初年度理論年収を基準に、①の金額を上限として求人者と合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。 手数料の負担者は求人者とします。
2) 特定の条件による求職者の開拓やそのための調査・探索及びこれに付随するサービス	成功報酬 当該求職者の年間賃金の 35%とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。この場合でも、当該求職者の年間賃金の 100%を上限とします。 手数料の負担者は求人者とします。
3) 求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	①当該求職者の年間賃金の 35%とします。 なお、上記を基準に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。この場合でも、当該求職者の年間賃金の 100%を上限とします。 手数料の負担者は求人者とします。
	②サービスを提供した場合における当該求人の初年度理論年収を基準に、①の金額を上限として求人者と合意した金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。 手数料の負担者は求人者とします。

※1 労働契約における契約期間が 1 年に満たない場合は、契約期間を 1 年間とした場合の初年度理論年収を算定基礎とします。

※2 上記手数料に消費税は含まれておりません。

返戻金制度
求職者が業務開始後 6 ヶ月以内に明らかに当該求職者の責による解雇もしくは契約解除、または自己都合により退職もしくは契約解除した場合、当社は受領した紹介手数料の内、下記の金額を求人者に返還いたします。 なお、2) 特定の条件による求職者の開拓やそのための調査・探索及びこれに付随するサービスでは適用されませんので 予めご了承ください。 業務開始日から起算して 1 ヶ月以内：紹介手数料の 80% 業務開始日から起算して 1 ヶ月を超え 3 ヶ月以内：紹介手数料の 50% 業務開始日から起算して 3 ヶ月を超え 6 ヶ月以内：紹介手数料の 10%